

別紙 1

資金運用の方法について

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「当法人」という。）における資金運用の方法については、次のとおりとする。

1 資金運用の方法

次のいずれかの金融商品により運用を行う。

- (1) 大口定期預金
- (2) 譲渡性預金
- (3) 国債
- (4) 地方債
- (5) 政府保証債
- (6) その他総務省令で定める有価証券（地方独立行政法人法第43条第1項）
※以下、(1)・(2)の金融商品をまとめて「預金」と、(3)・(4)・(5)・(6)の金融商品をまとめて「国債等」という。

2 運用の金融商品、期間、金額及び回数

- (1) 金融商品
その都度、当法人が指定する金融商品とする。
- (2) 運用期間
その都度、当法人が指定する期間とする。
- (3) 運用金額及び運用回数
運用金額は、1回当たり1千万円以上とする。
運用回数は、年間複数回実施する。

3 選定方法

- (1) 預金の場合（運用先金融機関の選定）
入札により、最も高い運用収益額（以下「最高収益額」という。）を提示した1社を運用先の金融機関として選定する。
ただし、最高収益額を提示した金融機関が2社以上ある場合には、次の順により運用先金融機関を選定する。
ア 入札時点で当法人における運用実施額の少ない金融機関とする。
イ 当法人において、本選定業務に関係しない職員の立ち会いのもと、厳正な抽選により運用先を選定する。

(2) 国債等の場合（運用商品の選定と購入先金融機関の選定）

金融機関が提案する運用商品により、当法人にとって最も有利であると判断した運用商品を選定し、その運用商品を提案した金融機関を購入先として選定する。

なお、提案された運用商品が同等の場合には、本選定業務に関係しない職員の立ち会いのもと、厳正な抽選により購入先の金融機関を選定する。

4 入札、及び提案の実施方法

(1) 資金運用取引金融機関登録申請書により登録されているものに対し、①資金運用の方法②運用金額③運用期間④入札、又は提案締切日時等を通知する。なお、当該通知は、FAXにより行う。

(2) 当該条件通知を受けた資金運用取引金融機関加登録者は、入札書、又は提案書をFAXで当法人あて送信する。

(3) 上記3の選定方法に基づき、運用先、又は購入先を選定し通知を行う。

(4) 次の事項に該当する者は、資金運用取引金融機関から抹消する。

ア 入札、及び提案前提出書類に虚偽の事実を記載した者

イ 入札、及び提案の時点において平成30年10月4日付「資金運用取引金融機関の登録申請について」の記1の登録に必要な条件を満たさなくなっている者